

タイトル	エンゲルによるプロイセン統計局の革新：『王立プロイセン統計局雑誌』の創刊と統計中央委員会の発足
著者	太田，和宏；OHTA, Kazuhiro
引用	季刊北海学園大学経済論集，62(2)：91-102
発行日	2014-09-30

## 《論説》

## エンゲルによるプロイセン統計局の革新

—『王立プロイセン統計局雑誌』の創刊と統計中央委員会の発足—

太 田 和 宏

新たにプロイセン統計局長に就任するにあたって、エンゲルはザクセン統計局における挫折の経験を顧みないわけにはいかなかった。なぜ議会で袋叩きのような目にあわねばならなかったのか。ザクセン議会で繰り返された議論を振り返れば<sup>1)</sup>、答えを引き出すことはそう難しいことではなかった。それは、統計局の業務、とりわけ新たな統計調査の企画、実施方法、結果の取り扱いを、すべてエンゲルが一人で判断し、したがってまた責任を一人で背負い込み、外部からの批判が直接一人に向かうような仕組みのなかで、活動していたことであった。権力を持つ者からの悪意ある批判に対して、いわば無防備状態だったのである。この弊害を克服するためには、防護服をまとう必要があった。それは、自身と局の業務の必要性あるいは客観的な妥当性を、官僚機構によって保証してもらうことであった。なされるべきは内務省のもとでの官庁統計なのだから。

かつてザクセン統計局長のとき、ベルギーの官庁統計の組織機構を研究したエンゲルは、そこでは内務大臣のもとに官庁横断的で民間人も加わった統計中央委員会が設置され、高い立場から計画を立案し、業務を監督するとともに、実際の業務は配下の統計局にゆだねるというやり方をみて、「注目すべき手本」と高く評価した。また、ベルギー中央統計局長からも、「もしもベルギーのような委員会を作っていないのであれば、ぜひ作りなさい」と直接薦められもした<sup>2)</sup>。ザクセン統計局を立ち上げるに際してベルギーから多くを取り入れたエンゲルが、足利末男氏も示唆するように<sup>3)</sup>、中央委員会の設置をめざさなかったはずがない。だが、結果的にそれはできなかった。その理由としては、官庁統計の必要性に対する理解が官庁や議会のなかに十分に浸透していなかったことが背景として考えられるが、直接的には、発議すべき人物の問題が大きかったように思われる。設置を望むエンゲルは統計局内部の主任にすぎず、発議すべき局長を努めていたのは内務省第2課長を主任務とするヴァインリヒであったが、局長の肩書きは形だけのもので、彼は本来の業務に忙殺されていたからである。エンゲルが統計局長になったとき（1857年）には、すでにエンゲル排除をめざす策謀が始まっていた。

こうしてザクセン時代の教訓からも、また前稿で触れたハンセンの助言からも<sup>4)</sup>、統計中央委員会の設置は喫緊の課題となっていた。だがそのためには手順をふむ必要があった。ものごとが密室で決められていくのをできるだけ避けて、責任の所在を明らかにするような体制をつくることであった。

公刊された資料や事跡からみると、就任直後の数年間のエンゲルの仕事ぶりは、尋常ではなかった。この数年のあとでも、またザクセン時代にも彼の人生は刻苦勉勵そのものであったから、

そのひとこまにすぎないのではないかと思われるかもしれないが、それにしても度が過ぎているといわざるをえない。ザクセンでの轍を避け、新天地で成功を収めるためには、スタート地点であるここ数年が勝負どころであった。幸いにも、ザクセン時代にみずからの統計理論を確立し、またそこでの成功体験も持っていた。年齢も40歳代を迎え、仕事ぶりや政治的判断においても円熟期に入ろうとしていた。

統計調査の企画・立案の面では、1861年12月に予定されていた人口調査の方法を提案し、確定することが最大の仕事だった。統計の分析の面では、人口動態、死亡率と平均余命、農業・牧畜、貯蓄金庫などについての実情を解析する論文をほぼ毎月のように発表した。これらはいずれも統計の有用性と信頼性を国家と社会に示すうえで、基本となる事柄だった。また、これは別稿で検討することだが、61年から62年にかけては、画期的な「統計ゼミナール」の開設に向けてイニシアティヴを發揮し、62年11月には第1期ゼミナールを開講した。さらに、63年には第5回国際統計会議(9月4日～12日開催)をベルリンに招致し<sup>5)</sup>、組織委員長および議長として会議の成功に大きく貢献し、その功績は内外で高く評価された<sup>6)</sup>。

だがこれらと並んで、あるいはそれ以上に赴任直後に力を注いだのは(あるいは急いだのは、といったほうが適切かもしれないが)、『王立プロイセン統計局雑誌』(Zeitschrift des Königl. Preussischen Statistischen Bureaus)を創刊することであった。というのも、エンゲルにとっては統計の公開性・公益性は統計の「最高原則」であるはずなのに、プロイセンにはまだそのための手段がなかったからである<sup>7)</sup>。統計のOeffentlichkeitがなぜ、「最高原則」なのか。前にも触れたことだが、これまでのようにこれを単に「公開性」とだけ、狭く理解してはならない。統計のOeffentlichkeitの原則がもつ深い意味について、初めて論じたのはクナップであった。官庁統計はたしかに国家の制度ではあるが、国家だけのものではなく、社会のものでもあるという視点である。しかるに、これまで国家は統計を排他的所有物のように扱ってきた。統計を国家独占から解放し、公益に属すものとする、これがこの言葉の深い意味だということである。ところが、「この言葉によって彼の人生の使命を暴露するということは、これまでほとんど誰もやってこなかった。」<sup>8)</sup>(この問題は、現代の国家機密情報に通じるものではないだろうか。そう考えると、エンゲルの思想の先駆性が際立ってこよう。)

4月に着任したエンゲルは、わずか数カ月で上司の同意をとり、印刷・製本・配送の態勢を整え、原稿をみずから4本用意し、60年10月には創刊にこぎつけた。まさに獅子奮迅の活躍である。出版所は王立枢密上級宮廷出版局(Verlag der Königlichen Geheimen Ober-Hofbuchdruckerei)であった<sup>9)</sup>。体裁は版・項目とともにザクセンのものをそのまま踏襲した。巻頭には格調高い創刊の辞が掲げられた。その書き出しは次のようだった<sup>10)</sup>。

「統計的な研究というものは、その結果が時代と対象に応じて互いに比較可能である場合には、それが古くなればなるほど、ますます価値ある資料へと熟成するものだけれども、現代は統計に対してもっとも身近で議論の余地のない請求権を持っている。なぜならば、統計は主として現在の状態を描写するものだからである。そこで、統計が現代にも役立つべきものであるとするならば、その結果を明示すること、すなわち、それが関係する出来事をただちに明示することは、できるだけ速やかになされなければならない。だがただそれだけではなく、公開するということは統計にとって実りをもたらすとともに誤りを正す要素でもあるがゆえに、できるだけ広く流布もされなければならない。このような立場から、王立プロイ

セン統計局は、その活動の主要結果を、それが終わり次第ただちに、特別な、それ自身すでに広く普及している機関誌を通じて、公表することを自己の義務と考えた。また同時にそこには、現代にとって重要な国家経済的ならびに統計的内容を持つ論文も含まれることになる。」

つづいて、それが政府官報の学術付録版として毎月刊行されること、掲載物のジャンルは①調査結果の公表、②重要問題の討論、③国内外との比較、④関連文献の目録、に分類されること、近く設置予定の統計中央委員会（すでに内相の内諾は得ているようだ）にとっても機関誌の役割を果たすという重要な意義を持つこと、外部の人々の協力も必要だし歓迎されるだろう、と述べた後に、個人的見解と雑誌の官庁的性格の関連について、ザクセン時代の反省がにじみ出るような指摘をおこなう。すなわち、外部の協力があっても雑誌の官庁的性格が損ねられないのは、掲載されたすべての言葉や数字に統計局が責任を負うわけではないからだ。局として発表した論文は公式の性格を持つが、それ以外は著者の自由な学問的信念の表明とみなされなければならない。「幸いなことに官庁の学問とか公式の学問というようなものは存在しないのだから、今述べたことは当たり前ではあるけれども、そうであるにもかかわらず容易に起こりうる誤解をあらかじめ防止するためには、この場でもなおはっきりとこのことに注意を喚起しておきたい。」と念を押したうえで、雑誌の内容について最終的な責任は編集部（＝エンゲル）が個人として引き受け、と潔い態度を明確にした<sup>11)</sup>。

つぎにエンゲルは創刊号が出されるタイミングに触れた。プロイセン統計局を再建したホフマンが統計局長に就任したのは、1810年10月のことであり、60年10月はそれからちょうど50年たった記念のときだというのである。こうして統計局に思いを寄せるプロイセンの人々のプライドを刺激することも忘れなかった。創刊の辞につづく文書には、「王立プロイセン統計局の歴史について——その設立を記念して」<sup>12)</sup>と題して、再建時の資料集を掲載する念の入れようであった。

しかしながら、この創刊の辞の真骨頂は終盤にあった。それはただのあいさつ文どころではなく、一種の綱領的文書といってよいだろう。まずは、学問的営為における批判の重要さから論を始める<sup>13)</sup>。

「広く世間に登場し、その結果世の判断に服することになるあらゆる文献的企てには、優しくて善意な批判を請い求める理由がある。もっと具体的にいえば、統計的出版物にとっては、そのような請願をしなければならない特別な誘因がある。それがオリジナルな報告を自己の責務とする場合には、事実の調査に際しても、そしてまた獲得された資料の収集、編成、加工においても、間違いにすこぶる身をさらさざるをえないからだ。今始まる雑誌が単に統計分野のオリジナル報告にとどまらず、オリジナルな研究をもながしか手助けしたいと望んでいるにしても、公平な批判の前ではそのような事情はたいして問題にはならないだろう。」

つまり、雑誌の編集方針として、統計を分析し、解説する研究活動をも助成したいと考えているが、だからといって遠慮するには及ばず、そうした活動に対しても批判はひるまないでほしいというのである。さらに、ここから創刊の辞は啓蒙的性格を強め、統計の本質論に進んでいく<sup>14)</sup>。

「しかしながら、我々はこのようにいうことで、決して批判を封じ込めるつもりはない。反対に我々はそれを望んでいる。なぜならば我々は真実を追究しているからであり、真実はすべての、そしてまた個々の統計の土台だからである。同じく我々は、たとえ真実の追究という最善の意思を持つ場合でも、いつでもそれを見出すわけではないこと、またそれゆえに、他の生活領域と同様に統計においても、結果的に多かれ少なかれ著しい誤りであると判明するものが、しばしば十分に真実であると納得して受け入れられるものだということを、隠すわけにはいかない。もちろん我々は、いわゆる絶対的真理をやむなく初めから放棄している。それは統計ではつねに達成できないからだ。しかしながら、統計の絶対的真理という間違いを思わず知らず犯したとしても、間違いの境目を自覚していさえすれば、それは統計の価値を奪うことにはならない。たとえば、ある国またはある都市の人口が、実際よりも2、3人多いかそれとも少ないかは、すこぶるどうでもいいことだ。これに対して、この国または都市の人口がどのような平均寿命を持つか、どのような消費力を持つのか、どんな道徳的文化的段階にあるのか等々、これらは最高度の意義を持つ事実であり、時間ごと日にちごとに变化する数字よりもはるかに持続的な価値を持つ事実である。そのような事実は絶対的な数字で表現されることはありえず、相対的な数字で表現されなければならない。そしてそれらを算術的に扱う場合には、後者の数字がどうなっているかということは、もはや計算結果に対して何の影響も持たないのである。」

最後に議論は統計と自然科学の共通性に及んでいく<sup>15)</sup>。これはザクセン時代の論文でしばしば強調されたことであり、また、「エンゲル法則」の発見によって実証されたことでもあった。

「編集部は統計の叙述の方向のみならず、数学的方向にも忠実であるがゆえに、大きな数字の中に、そこに深く隠れて存在する法則を発見し、一目瞭然とすることを主要な課題とみなしている。あらゆる自然科学的な仕事の価値を評価するうえで、その結果がどのような道筋で、どのような方法で発見されたのかを知ることが、どれほど決定的な意味を持つことか。同じことは統計の仕事にも当てはまる。この雑誌で公表されるすべての仕事についても、それが作り出された源泉自体を混じりけなしに吟味する機会はずべての人に与えられるだろう。」

そして雑誌の成功を祈念する短い言葉で創刊の辞は締めくくられた。こうしてエンゲルは官庁統計のあるべき姿を実現していくための、いわば「金棒」を手に入れた。ここを舞台に、ザクセン時代と変わらぬ言論活動を（ときに鋭い批判も含めて）展開していくことになる。

このように、統計局を運営するうえでの基本方針を明らかにしたエンゲルは、2ヵ月後の12月発刊の雑誌第3号に、組織化のための具体策を発表した。「とくにプロイセンに関係する官庁統計の組織化について」(Ueber die Organisation der amtlichen Statistik mit besonderer Beziehung auf Preussen)と題するこの論文は、中央委員会設置の必要性を関係各方面に訴えることを目的にしていた。できたばかりの雑誌をさっそく活用したわけである。創刊の辞から明らかのように、エンゲルは(ハンセンの努力もあいまって)ほぼ就任とともに、中央委の設置について、直属の上司である内務大臣の了解を取り付けていたと考えられるが、意図通りに官庁横断

的な組織を形成するためには、他の大臣の了解もえなければならなかった。そのためには理論的な根拠を示す必要があった。官庁統計に十分な理解があるかどうかわからない他省の大臣や高官をどう説得するのか。今後の活動の成否はこの説得にかかっているといても過言ではない。エンゲルの腕の見せ所であった。創刊の辞がどちらかという一般読者向けの啓蒙的性格が強かったのに対して、ここでは読者の専門性の高さを意識してか、高度に学術的な内容を含むものになっている。その意味で、ザクセン時代に形成されたエンゲル統計理論の集大成であったし、またザクセンでの苦い経験の総括でもあった。さらに、高官を説得するという実践的意図を持つだけに、緊張感に満ちてもいた。

議論は、学問のなかでの統計の位置について、まだ意見の相違がみられるところから始まる。すなわち、一方には、統計とは国家統治のために国情を捉えること、つまりは国家重要事項 (Staatsmerkwürdigkeiten) の把握であるとする人々もいれば、他方には社会の物理学 (Physik der Gesellschaft) であり、その使命は国民の物質的・精神的・道徳的・政治的・社会的な生活を、その現象において観察し、算術的に把握し、その現象の原因と作用との間の因果連関を分析的に叙述することだと考える人々もいる。そして近年は後者が有力になっている、と。

(たしかにケトレーが統計を、社会を集団として測定しようとする「社会物理学の試み」と初めて表現してからまだ20年ほどしかたっていなかった。ケトレーの徒であるエンゲルは後者の立場を強く打ち出す。)

そしてエンゲルはただちに、本論の理論的前提となる部分に入っていく。それは、国家統治を受けつ高官たちと、専門の統計家との関係はいかなるものか、またそこでの統計家と統計の役割はどうあるべきかという一般的な議論である<sup>16)</sup>。

「仮に人々が統計に、そしてまったく特別ないわば政治的理由から官庁統計に、報告された数字の中の因果連関を(みずから)探索し、暴きだすことを求めないにしても、統計家にはそれを求める。そしてその場合統計家には次のことを求めなければならない。すなわち、統計家は、数字で知らされた原因と作用を探し出し、他から分離する能力を彼に与えるような学問の主人(Herr)であるべきことを。実際、国家が発展すればするほど、また国民が政治的に成熟し、その結果国家意思に参加するための能力を備えれば備えるほど、観察の集中化、全体へのそれらの統合、およびそれらの説明という課題を職責とする人々への要求は大きくなる。国家知の総計は今世紀の初めには圧倒的であったが、今日では相当に貧弱になっている。数字と度量の原理は単に自然科学においてだけでなく、国家学においてもすでに市民権を獲得しているのだ。だが、国家が統計局を設立し、所有し、それを通じてあれこれの表を加工させるだけでは十分ではない。統計局への要求は年々増大しているからである。国民経済学者にとっては、統計局は、物理学者にとっての物理実験装置、化学者にとっての実験室と同じであり、その代役を務めなければならない。また政治家は統計局にこの世の天文台の役割を期待している。そして初めは細胞のようなこの天文台の仕事は、次のことごとの程度が増すにしたがって規模と重要性を獲得していく。すなわち、

- ・観察道具が改良され、強化されればされるほど、
- ・観察が注意深く、つまり方法的におこなわれ、記録されるようになればなるほど、
- ・計算のやり方が改善され、同時にこの世の天文台の意義も増大すればするほど、
- ・国家・国民生活における諸現象が複雑になり、交錯すればするほど、

- ・その諸現象が国家や社会の制度に強く影響を及ぼし、場合によってはそれらのあり方を決定するようになればなるほど、
- ・その諸現象の時間的・空間的・事物的な絡み合いというみせかけのカオスのなかで、一般的な指針なしには進むべき道を見出すことが難しいようになればなるほど、である。」

ここでは、統計家は、独立不羈の研究者であらねばならないこと、統計的手段の改良が進み、社会が複雑になっていくほどに、統計と統計家の役割が大きくなっていくこと、を確認しておきたい。つづいて議論は、国家にとっての統計の有用性へと進んでいく。正義の女神の手中にある天秤皿と対錘の比喻を思い起こしながら、読み進められたい<sup>17)</sup>。

「そのような指針を提供するのがまさに統計である。しかしそれは同時に、その指針を探し出し、発見するための手段と方法をも提示する。なぜならば、統計とは決して自己目的ではなく、国家知に役立つべきものだからである。その結果、統計は、経済理論を正しく具現するための土台を提供することによって、国民経済学に役立つものとなる。また、法学、医学にも、神学や哲学や道徳に対してさえも、それらをより幅広く構築するための、非常に価値ある礎石を提供する。けれどもそれだけでなく、立憲国家にとっても、よく設計され管理された統計は、何者にもひるまず、買収もされないひとつの道具となるのである。そのとき我々は、諸国家の文化と文明一般について、ならびに個々の国家的制度の善し悪しについて知りたいと思えば、十分な信頼と成算をもって統計にそれを問い合わせることができる。ただし、それらが知覚でき、統計が把握できる事実を通して顕現する限りにおいてであるが。統計は比較統計になることによって、物質的土台の上に、行政の上に、社会組織の上に、そしてまたあらゆる個々の国家のさまざまな制度の上に、広く明るい光を当てる。そしてその結果、いろいろな国民の間に、有益で力強い競争心を育てる手段となるのである。」

これを読んだ高官たちはどう思っただろうか。おそらく疑問や反論の余地はなかったろう。しかし保守的な官僚組織の中に改革を導入するためには、一般論だけで十分とはいえないだろう。加えて、今までのやり方を変えなければならない具体的な理由を示さなければならない。そのためには、プロイセン統計局のこれまでの活動の批判へと赴かざるをえない。すなわち<sup>18)</sup>、

「プロイセン統計局も（他の統計局と同様）これまでずっと、国家生活全般を観察してこなかった。国家生活が複雑になり、その個々の部門が急速に発展するにつれて、統計局はその力を在来の最重要な統計活動（おもに人口統計をさす——引用者）に集中することを必要だとみなしたが、そうすることは現実的でもあった。なぜならば、局の財政的および知的な能力はほとんど同じレベルにとどまっていたために、国家の関心が拡大するのに応じて、それらは次第に縮小する活動範囲に限定されるようになったからである。その結果、統計に対する行政と学問からの需要は、その充足のために統計局から提供される手段をはるかに凌駕するにいたった。だから、国家行政のさまざまな部門のみならず、会社や自治体などもこの充足のために、別な方法を探し求めたのも驚くにはあたらない。そのようにして膨大な量の統計的資料の調査、収集、利用がこれまでなされてきたし、今もなされているが、しかしそ

こには残念ながら相互の何らかの有機的連関もなければ、共同する需要に対する留意もない。もしもプロイセンに統計についての統計があったならば、さまざまな部署に大量に存在する、多かれ少なかれ同一の統計表や報告に、人々はきつとびっくりしたことだろうに。プロイセンで今なおみられるこうしたやりかたは、つい最近までどの国でもまったく同じようにおこなわれていた。ところが、ベルギーを嚆矢とするいくつかの外国で、人々は次のように確信するにいたった。すなわち、そのように有機的に編成されずに、大体において無計画な統計は、総じてあらゆる統計的研究の墓場になるしかない、なぜならば、それは人々を明晰にではなく混迷へと導き、問う人の善意も問われる人の善意も萎縮させ、殺してしまうからだ、と。」

このように現状を正しく認識し、改善を模索したことが、1841年、ベルギーの統計中央委員会の発足につながり、官庁統計の新たな前進が始まったのだとして、エンゲルはベルギーの事例を紹介する。しかしその内容は別稿に書いたことと同じなので<sup>19)</sup>、ここではくりかえさない。エンゲルは紹介の最後で、ベルギーの事例がいかに模範的であるかは、その後イタリア、スペイン、ロシア、スウェーデン、オランダで、ベルギーをモデルとする統計中央委員会が設立されたことで明らかだと付け加えた。そして批判を続ける。最古の統計局をもつプロイセンは、すでに20年間の実践でその正しさを証明したこのやり方を導入することに、これ以上躊躇できないはずだ。しかるにプロイセンの局はほぼ人口統計の領域でしか活動していない。国家生活の多くの部門の統計は、無為のまま局に置かれている。各種の統計は、方法的・定期的に観察され、収集され、出版されるようにほとんどなっていない。たまに出版されても散発的で、相互の関係を持たない。このような場合には、資料の多くは死んだものとなり、それに費やされた努力は徒労に終わる。

相当に厳しい、気魄のこもった批判といえるだろう。くりかえすが今後の活動の成否がかかっていたのだ。こうした批判のうえに、ベルギーと同じ中央委員会の設置を訴え、委員会と局の関係および職分を明らかにし、両者の協働が不可欠だと主張した。その際注意すべきは、統計が行政だけでなく学問的問題の解決にも役立つべきことに留意し、局に学問的意義を与え確保することである。学問的解答から行政が利点を引き出しうる問題はたくさんある。たとえば、監獄のあり方と再犯の関係、農業の集約化や人口集中に対する土地所有の影響、水路と鉄道との競争、等々。統計局がそのような役割を果たすようになったとき、「統計局はかけだしの行政官僚のための、良質で実践的な学校となる。」<sup>20)</sup>

このようにしてベルギーをモデルとした統計の組織体制を作ることを、エンゲルは「官庁統計の組織化」(Organisation der amtlichen Statistik)とよんだ。そしてそれがもつ究極の価値を次のように表現した<sup>21)</sup>。

「組織化された統計の利点は、単にそれが組織化されない統計よりもよりよい業績を、よりわずかな費用と時間で達成できるということだけにあるのではない。それは同時に、後者よりも本質的により大きな道徳的力を持つということにもあるのである。比較によってこの主張の根拠を示すならば、組織化されない統計は専制的支配にふさわしく、組織化された統計は立憲制的支配にふさわしいのである。」

三月革命の帰結として1850年にプロイセン憲法が制定され、立憲制をおしすすめていくこと



がすでに大勢になっていたとはいえ、その枠内で国王大権の温存をめざす保守派がいぜんとして根強い存在で、憲法紛争のような逸脱も起こりうる状況にあったことを考えると、これは勇気ある発言といえるのではないだろうか。

以上みてきたようにエンゲルは、プロイセンでも統計中央委員会を組織しなければならない道理を、ほぼ論証し終わったのであるが、具体化する段になるとそれでもなお障害が生ずるかもしれないと危惧したようだ。それはザクセンでもみられたように、保守的な役人のなかに根強く残る無理解や反発である。彼らは統計局を「学問的な贅沢、不快であつかましい問題組織」<sup>22)</sup>とみなすような人々であり、そうした考えから、統計自身に本質的な不備がある、統計局は必ずしも十分な真実を提供していない、その出版物も多くの点で正しくない、などとけちをつける輩である。これを書いたときエンゲルの念頭にあったのは、おそらくザクセンの役人のことであつたろうし、読む人もそう受け止めたであろうが、それにしても相当に辛辣である。最後にエンゲルはこのように人々に念を押すようにして、統計組織化の必要性を訴えた。

まず、組織化された統計が道徳的な力を持つことによって二つの利点が生まれることを指摘する。ひとつは、役人は調査の必要性和調査の際の配慮を知らないはずはないのだから、大きな全体へと組織化された統計にかかわる人は、設計図を目前にみながら、建築作業で協力しあうような仕事の喜びを感じずははずだという点。もうひとつは、道徳的な力のおかげで統計局には財政的な保障が与えられるということ。そうなれば役人が反対することはなくなるだろうというのである。

だが、——とエンゲルは予防線を張る——組織化された統計であっても、初めは多くのミスを犯したし、プロイセンでもそれは起こりうる。それを予防するためには、統計中央委員の構成と選出に細心の注意を払い、その職分をあらかじめ明確にし、そして委員たちは高い使命感を持つことが重要であるとして、この委員会は決して「見せびらかし」(Ostentation)<sup>23)</sup>で作ってはならないと警告した。

最後に、設置の必要性を認めたら真剣に努力すること、外国の経験を見做してはならないこと、とあくまで実践的な呼びかけにこだわって稿を閉じた。

以上のように、この論文はきわめて実践的な意図を持ち、高度な内容と明快な論理を備えて、緊張感に満ちたものであった。魂をこめて書いたといつてよいであろう。

さて、エンゲルの訴えはどう受け止められたのか。これについては、『統計局雑誌』1861年5月号に掲載された「王立プロイセン統計中央委員会と本年12月の人口調査の方針に関するその所見」(Die königlich preussische Centralcommission für Statistik und ihr Gutachten über die Massregeln zur Volkszählung im December d. J.)と題する論文で、エンゲル自身が明らかにしている<sup>24)</sup>。それによると、内務大臣はまず各大臣あてに、中央委員会設置の是非を審議するための予備的な委員会を作りたいという旨の書簡を出し、各大臣の同意を得て予備委員会が招集された。そこには各省の高官が出席し、議長は内務次官補(Unterstaatssecretair)が務めた。委員会は、前年12月に出示されたエンゲルの提案と要望を考慮に入れ、それに基づいて審議した。すなわち、官庁がおこなうすべての統計調査について計画的な統一を図り、調査結果からできるだけ一般的で最大の利点を引き出すことができるようにしたいが、そのためには、どのようにして統計局と各省の間の内的相互作用を作り出せばよいのか、というのが検討課題であった。そして、さまざまな手段と方法を検討し、討議した結果、委員会は、上の目的は官庁統計のための中

中央委員会を設置する以外のやり方では達成できないと判断し、それぞれの所管大臣に次の諸点についての裁可を求めることで一致した。

- 1) プロイセン国の統計の全般的目的のために常設の委員会が組織されること。
- 2) この委員会の使命は、そこに提起された問題について所見を述べることであり、ならびにその審議を通じて、国家行政の各部門と統計局との間で統計業務について統一のとれた協力がなされるように貢献すること、である。
- 3) 委員会は当面は、すべての大臣の代理各1名、統計局長、王立大学（ベルリン大学）国民経済学および統計学教授にして枢密顧問官ハンセン教授で構成される。この構成の拡充は経験を通じて判断されるべきこと。
- 4) 委員会はさしあたり内務省の管轄化に置かれ、内務大臣が議長を任命する。
- 5) 各省が委員会の所見を求める事案は、当該省の委員から議長に通告されるべきこと。議長はこれに基づき会議の議案を定めること。
- 6) 委員会は定期的に開催される（当面は毎月1回、第一水曜日）。開催期間の変更は委員会の議決にゆだねられる。臨時の招集は議長の発議による。
- 7) 議決は多数決による。
- 8) 常任委員以外に、審議の必要に応じて、個々の当該部門の省担当者と呼ぶことができるかどうかは未定とする。

さらに予備委員会は、次の2点についても合意した。すなわち、

- 1) 統計中央委員会が、上記の一般原理の枠内で、その業務を開始するために必要な措置を講ずることができること。
- 2) 同委員会は独自の発展によって、次第に別の形に組織されうること。

したがって予備委員会は、この2点について、詳細な規定によってあらかじめ束縛すべきでないとして判断した。

以上が予備委員会における合意内容であった。次は最終決定である。「王国内閣は、内務大臣によって報告された予備委員会の議定書をすべての点で承認し、統計中央委員会が発足した。」<sup>25)</sup>委員は、8つの省<sup>26)</sup>の大臣代理となった高官8名、議長としての内務次官補、エンゲル、ハンセンの計11名であった。

委員会の初仕事は、この報告論文の表題が示すとおり、1861年12月に予定されている人口調査の実施方法を審議することであった。委員会は発足してすぐに、同年5月3日、8日、11日、15日と連続的に開かれた。合意事項の第6条の例外規定がさっそく発動されたわけである。開催時間は毎回3-4時間におよんだというから、密度の濃い、実質的な討論がおこなわれたようである。審議にさいしては、すでにエンゲルが発表していた人口調査の方法に関する覚書<sup>27)</sup>がたたき台とされ、結局それが採用されることになるが、それについては足利氏に譲り<sup>28)</sup>、ここでは中央委員会が「みせびらかし」ではなく、エンゲルが望むように、官庁統計統一のために実質的に機能するものとして発足したことを確認しておきたい。ただし、この審議の内容についてひとつだけ注目しておきたいことがある。そこでは人口調査の調査票をどう作るか、それを統計局がどう扱うかというような技術的問題だけではなく、調査結果の加工や解析などに統計局がどうかわるのかという、統計局の学問的役割の問題にまで立ち入って、相当入念な検討がなされた模様なのである。当然のことではあるが、新体制が発足するにあたって、目の前の人口調査を具体的な素材として、官庁統計についての基本的なことがらが話し合われたのである。そして統計

局の学問的な役割についても、最終的にエンゲルの主張が認められたようである。そのことは、統計局の工夫によって、統計が「自分自身の力でさらに発展し、成長できるようなシステム」<sup>29)</sup>を採用することに、中央委員会が同意したという表現で示されている。具体的には、ある分野で詳細な統計が存在しなくても、統計局が調査票に小さな修正や追加を施すことで、重要な情報を収集し、適切な形にまとめ上げることができるというものであった。そういうことが可能となるためには、統計局は、調査についての大局観と局地戦術的判断の双方を併せ持つ学問的存在でなければならなかった。そのことをエンゲルは、(おそらく会議の中でもしたはずである)ザクセン時代の体験をも踏まえて、こう説明した<sup>30)</sup>。

「たとえば、ザクセン王国の救貧院や教会福祉施設 (Gemeindehaus) についての特別調査票からは、きわめて卓越した貧民統計が作り出された。また、老人ホームや治療・介護施設に関する特別調査票からは、比較的容易に、社会的自助についての包括的統計が得られる。さらに、矯正施設や刑務所に関する特別調査票から今後次第に引き出すことができる資料は、管理者にとっても道徳家にとっても、まったく計り知れないほど貴重なものとなる。こうして人々が数字を互いに関係づける仕方や方法しだいで、公衆道徳はどうして前進または後退するのかとか、刑務所における囚人の矯正の見込みは未決監房から持ち込まれる悪い病原菌によって蝕まれないのかどうか、といった事柄について、確かな認識が得られるのである。」

この説明が中央委員会によって受け入れられたということは、統計局とエンゲルのこれからの活動の自由に対して、官僚機構がお墨付きを与えたようなものであった。このようないきさつを経て、エンゲルはこののち、得られた統計調査をもとに、死刑制度や労働災害報告制度などについて自由な学術的論評を展開するようになり、それがたびたびビスマルクの政治方針と衝突することになるのだが、それについては後日、稿を改めて検討したい。いまは、ひとまずエンゲルとともに統計局と中央委員会の前途を祝福することで稿を閉じることにしよう。彼は有効な形で中央委員会を発足させるという難事業を成し遂げた誇らしい気持ちを込めて、委員会の発足を次のように公けの前で祝賀した<sup>31)</sup>。

「これらすべてについて、中央委員会はいまや道を切り開いた。委員会がその最初の仕事によって、おそらくはプロイセンの官庁統計だけにとどまらずに、官庁統計一般に対して本質的な貢献を成し遂げたということは、議論の余地がない。委員会は、調査に関与する大臣諸閣下からも、疑いもなくきわめて意味深いものであると認められる判断を下したのである。」

## 注

- 1) 太田和宏「ザクセン統計局時代のエンゲル(3)」、『北海学園大学経済論集』第61巻第1号(2013年)参照。
- 2) 太田和宏「ザクセン統計局時代のエンゲル」、『北海学園大学経済論集』第60巻第3号(2012年), 34-35ページ参照。
- 3) 足利末男『社会統計学史』三一書房, 1966年, 122ページ。
- 4) 太田和宏「エンゲル, プロイセン統計局へ」、『北海学園大学経済論集』第62巻第1号(2014年)5ページ。
- 5) 国際統計会議は1853年を第1回目として、順次次のように開かれた。1853年, ブリュッセル, 1855年, バ

- り、1857年、ウィーン、1860年、ロンドン、1863年、ベルリン、1867年、フローレンス、1869年、ハーグ、1872年、St. ペテルブルク、1876年、ブダペスト。エンゲルはそのすべてに出席し、指導的役割を果たした。エンゲルが出席した最後の会議となったブダペストでは、前々年に亡くなったケトレーの追悼講演をおこなったのもエンゲルであった。
- 6) その功績によってエンゲルは、第2等枢密上級顧問官 (Geheimer Ober-Regierungsrath mit dem Range eines Rathes II. Klasse) に任ぜられた。Das Geheime Staatsarchiv PK, I, Rep. 77, Tit. 536, Nr. 23, Bd. 1, 87, 88. 着任時にはすでに、第3等枢密顧問官 (Geheimer Regierungsrath mit dem Range eines Rathes III. Klasse) に任ぜられていた。GSPK, I, Rep. 77, Tit. 536, Nr. 23, Bd. 1, 13.
- 7) 統計の公開性の点でもエンゲルはザクセンでの成功を踏襲し、学問的な討論の場であることを重視した『統計局雑誌』のほかに、なかなか公表の場が得られないような大きな調査資料を報告する場として、『プロイセン統計』(Preußische Statistik) (1861年6月創刊)、および、頻繁に統計を利用したい人のための便宜を図った『プロイセン国官庁統計年鑑』(Jahrbuch für die amtliche Statistik des preußischen Staates) (1862年5月創刊)を定期的に刊行した。
- 8) G. F. Knapp, Ernst Engel. Erinnerungen aus den Jahren 1865-66, in: Ders., *Einführung in einige Hauptgebiete der Nationalökonomie*, München und Leipzig 1925, S. 322f.
- 9) 途中、民間の出版社を経て、1869年には「王立統計局出版会」(Verlagshandlung des Königlichen statistischen Bureaus)から出版されるようになった。
- 10) *Zeitschrift des Königl. Preussischen Statistischen Bureaus* (以下 *ZPSB* と略), No. 1. Oktober 1860, S. 1.
- 11) *Ibid.*, S. 2.
- 12) Zur Geschichte des königlich preussischen statistischen Bureaus. Eine Erinnerungsfeier seiner Errichtung, in: *Ibid.*, S. 3-9. 残りの2本の論文は、「1816年以降のプロイセンにおける人口増」(Das Anwachsen der Bevölkerung im preussischen Staate seit 1816)と、「農業および家屋建築と土地信用」(Der Acker- und Häuserbau und der Grundcredit)というもので、いずれもエンゲルの署名入り論文であった。
- 13) *ZPSB*, No. 1., S. 2.
- 14) *Ibid.*, S. 2.
- 15) *Ibid.*, S. 2.
- 16) *ZPSB*, No. 3., S. 53.
- 17) *Ibid.*, S. 53.
- 18) *Ibid.*, S. 53-54.
- 19) 注2) 参照。
- 20) *ZPSB*, No. 3., S. 55.
- 21) *Ibid.*, S. 55.
- 22) *Ibid.*, S. 55.
- 23) *Ibid.*, S. 56.
- 24) *ZPSB*, 1861 (J. g. 2), Mai, S. 231-236. 統計中央委員会発足の経緯については、足利氏も同じ資料に基づいて紹介している。足利前掲著, 138-140 ページ。だがそこではかなり不正確な箇所がみられるので、この機会に正しておくことで、後から学ぶ者の責めをふさぎたい。
- 25) *Ibid.*, S. 232.
- 26) 8つの省の大臣代理となった委員は次のとおり。
- ①商・工・公共部門省 (Ministerium für Handel, Gewerbe und öffentliche Arbeiten) からは、局長デルブリュック氏 (der Ministerialdirektor Herr Delbrück)
- ②法務省 (Justizministerium) からは、枢密上級法律顧問官フリートベルク博士 (der Geheime Ober-Justizrath Herr Dr. Friedberg)
- ③財務省 (Finanzministerium) からは、枢密上級財政顧問官ギュンター氏 (der Geheime Ober-

Finanzrath Herr Günther)

- ④内務省 (Ministerium des Innern) からは, 枢密顧問官ヤーコビ氏 (der Geheime Regierungsrath Herr Jacobi)
  - ⑤外務省 (Ministerium der auswärtigen Angelegenheiten) からは, 外交顧問官ヨルダン氏 (der Legationsrath Herr Jordan)
  - ⑥陸軍省 (Kriegsministerium) からは, 陸軍省中央部隊長ケーラウ大佐 (der Chef der Centralabtheilung des Kriegsministerium, Herr Oberst Köhlau)
  - ⑦宗務・文部・保健省 (Ministerium der geistlichen, Unterrichts- und Medicinalangelegenheiten) からは, 枢密上級顧問官レーネルト局長代理 (der stellvertretende Ministerialdirektor, Herr Geheime Ober-Regierungsrath Lehnert)
  - ⑧農業省 (Ministerium für die landwirthschaftlichen Angelegenheiten) からは, 枢密顧問官シューマン氏 (der Geheime Regierungsrath Herr Schuhmann)
- 27) E. Engel, Die Methoden der Volkszählung mit besonderer Berücksichtigung der im preussischen Staate angewandten. Eine Denkschrift, in: *ZPSB*, April 1861.
- 28) 足利前掲書, 151-174 ページ。
- 29) E. Engel, Die königlich preussische Centralcommission für Statistik und ihr Gutachten über die Massregeln zur Volkszählung im December d. J., in: *ZPSB.*, Mai 1861, S. 236.
- 30) *Ibid.*, S. 236.
- 31) *Ibid.*, S. 236.